

九州オープン DX アカデミー利用規約

一般財団法人九州オープンイノベーションセンター（以下「当財団」といいます。）は、「九州オープン DX アカデミー利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従い、「九州オープン DX アカデミー」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。また、本規約の他、本サービスの利用ガイド、ヘルプ、DX アドバイザー規則等がある場合にはその記載も、本規約の一部として適用されます。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（本サービスについて）

本サービスは、各種のインターネットサービスを通じて、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）に挑戦する「DX チャレンジャー」とそれを支援する「DX アドバイザー」、又は DX アカデミーメンバー同士においてコミュニケーションを行うことができる DX アカデミーメンバー制のコミュニケーションサービスです。

第2条（定義）

本規約において、用語の定義は、別途定義されている場合を除き、以下のとおりとします。

(1)「DX アカデミー」とは、DX アドバイザー（DX セミを主催する個人又は法人その他の団体をいい、当該 DX アドバイザーが団体に所属する場合には当該団体も含むものをいいます。）が各種 SNS 等又は当財団が各種プラットフォーム及びアプリケーションにおいて開設する、当該 DX アドバイザーと他の DX アカデミーメンバー、又は DX アカデミーメンバー同士においてコミュニケーションを行うことができる場所をいいます。

(2)「DX セミ」とは、DX アドバイザーと DX チャレンジャー（DX アドバイザーがオンラインで開催する DX メンタリングを受講することを希望し、当財団がこれを承諾した法人その他の団体をいい、当該 DX チャレンジャーに所属する個人も当該団体に含むものとします。）との間で DX メンタリングをオンラインで受講する場所をいいます。DX チャレンジャーは、当サイトにおいて表示された開講日や開講時間、回数などの条件で DX セミを利用することができ、

有効期間中に開催されている他の DX ゼミルームにも参加することができます。

(3) 「DX ゼミルーム」とは、DX アドバイザー、DX チャレンジャー及び DX ゼミルームメイトで構成される、DX アドバイザー、DX チャレンジャー及び DX ゼミルームメイト間においてコミュニケーションを行うことができる場所をいいます。

(4) 「DX ゼミルームメイト」とは、DX アカデミーメンバーのうち、一つ以上の DX ゼミを選択し、当該 DX ゼミルームに参加する個人をいいます。DX ゼミルームメイトは、参加した当該 DX ゼミの内容を、有効期間中、オンライン (Zoom などのライブ配信、YouTube などのアーカイブ配信) で視聴することができ、Slack チャンネルその他当財団が指定する提供媒体において、当該 DX ゼミルームに参加する DX アドバイザー、DX チャレンジャー若しくは DX ゼミルームメイトと交流することができます。

(5) 「DX アドバイザー発信情報」とは、DX アドバイザーが本サービスにおいて発信する、文章、画像及び動画等の情報をいいます。

(6) 「申込者」とは、本サービスにおいて DX アカデミーの入会申込みをする者をいいます。

(7)「DX アカデミーメンバー」とは、第 4 条に従って会員登録を行った者をいいます。DX アカデミーメンバーは、Slack チャンネルその他当財団が指定する提供媒体において、他の DX アカデミーメンバーと交流することができます。

(8)「有効期間」とは、DX アカデミーメンバーが DX アカデミーを利用することができる期間をいいます。ただし、Slack チャンネルその他当財団が指定する DX アカデミー及び DX ゼミについて開設された提供媒体については、有効期間終了後であっても利用を継続することができますが、当該提供媒体のサービス終了その他の事情変更がある場合には利用ができなくなる可能性があることを予めご了承ください。

(9)「各種 SNS 等」とは、Facebook、YouTube などの SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）や Slack、Zoom、Miro などのコミュニケーションソフトウェアのうち、当財団が DX アカデミーその他の提供媒体として指定するものをいいます。

(10)「当サイト」とは、当財団が運営するポータルサイト及び Slack 上に開設するワークスペース「九州オープン DX アカデミー」その他各種 SNS 等をいいます。

(11)「DX アドバイザー規則」とは、各 DX アドバイザーが、自己の DX ゼミごとに独自に定める規則をいいます。

(12)「配信コンテンツ」とは、DX アドバイザー発信情報の他に、DX アドバイザーが本サービスにおいて DX アカデミーメンバーに対し配信する文章、画像及び動画等をいいます。なお、配信コンテンツの知的財産権については、当財団又は当該 DX アドバイザー若しくは DX アドバイザーに利用を許諾した第三者に帰属します。

(13)「DX アカデミーメンバー投稿情報」とは、DX アカデミーメンバーが本サービスに投稿する文章、画像及び動画等を含む一切の情報をいいます。なお、DX アカデミーメンバー投稿情報の知的財産権その他一切の法的権利について、DX アカデミーメンバーは、当財団及び他の DX アカデミーメンバーに対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。

(14)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

第3条 (DX アカデミーメンバー資格)

1. 本サービスを利用するには、DX アカデミーメンバーになる必要があり、以下の要件を全て満たすことによって DX アカデミーメンバーの資格が付与されます。

(1) 当サイトにおいて、当財団の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当財団の定める方法によって提供した上で会員登録を行うこと

(2) 本規約を遵守することに同意すること

2. 未成年者が本サービスの利用を申し込む場合には、当財団の指定する方法により、法定代理人の同意を得て、これを行うものとします。法定代理人の同意を得た契約は、未成年であることを理由に取り消すことはできません。この場合、本規約の他、当財団が提供するサービスの利用につき、個別の利用規約がある場合には、その個別利用契約についても同様とします。

3. 未成年者が本サービスの利用を申し込む場合、法定代理人の同意がないのにあるかのように当財団に対して申し出ることや、実際の自らの年齢と異なる年齢を当財団に申し出るとは禁止されます。

4. 第2項の規定にもかかわらず、本サービスその他関連する契約が未成年であることを理由に取り消された場合、当該未成年者は、現存利益の範囲で当財団に対して原状回復義務を負います。

第4条 (DX アカデミーメンバー登録)

1. 申込者は当財団に対し、当財団が定める方法により DX アカデミーの入会申込みを行うものとします。なお、DX アカデミーメンバーの登録料金は無料となりますが、今後、変更の可能性があることを予めご了承ください。

2. DX アドバイザー又は当財団は、申込者からの入会申込みの際し、所定の審査を行う場合があります。この場合、前項の規定は適用されず、当財団が申込者に対して当該入会申込みを承諾する旨の通知をした時点で DX アカデミーメンバー登録が完了します。

3. 申込者は、当財団が申込者からの入会申込みについて、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、DX アカデミーメンバー登録若しくは再 DX アカデミーメンバー登録を承諾しない場合があることを予め同意するものとします。

なお、当財団は申込者に対し、不承諾の理由を説明する義務を負わないものと

ます。

(1) 当財団に提供した登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

(3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当財団が判断した場合

(4) 過去当財団との契約に違反した者又はその関係者であると当財団が判断した場合

(5) 第 13 条（規約違反行為等に対する措置）に定める措置を受けたことがある場合

(6) その他、DX アカデミーメンバー登録を適当でないと当財団が判断した場合

第5条（登録事項の変更）

DX アカデミーメンバーは、登録事項に変更があった場合、当財団の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当財団に通知するものとします。

第6条（ID とパスワード）

1. DX アカデミーメンバーは、自己の責任において、本サービス（各種 SNS 等を利用する場合の当該 SNS 等を含みます。）の ID 及びパスワードを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は共有、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. ID 又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に対する責任は、当該 DX アカデミーメンバーが負うものとし、当財団及びその他の DX アカデミーメンバーは一切の責任を負いません。

第7条（配信コンテンツ利用について）

1. 配信コンテンツについて利用（視聴再生することをいい、本条において以下同様とします。）を希望する DX アドバイザー、DX チャレンジャー及び DX ゼ

ミルームメイトは、本規約及び当財団が別途定める方法に従い、配信コンテンツを利用するものとします。ただし、配信コンテンツの利用期間は、当サイトに表示する期間とします。

2. DX アドバイザー、DX チャレンジャー及び DX ゼミルームメイトは、配信コンテンツを各種 SNS 等が定める利用環境等で利用することができます。なお、当該利用環境等に関しましては、各種 SNS 等の該当ページをご確認ください。また、当該利用環境以外での利用や、当該利用環境下でも利用媒体の設定によっては、配信コンテンツを利用できないもしくは正しく動作しない場合がございますが、これによって生じた損害につきましては、当財団、DX アドバイザー、DX チャレンジャーその他 DX アカデミーメンバーは一切責任を負いませんので、各 DX アカデミーメンバーは、自らの責任でこれを管理するものとします。

3. DX アドバイザー、DX チャレンジャー及び DX ゼミルームメイトが DX アカデミーの自主退会、又は DX アカデミーメンバー資格を失効した場合、当該 DX アカデミーメンバーは一部の配信コンテンツを利用することができなくなります。ただし、DX アカデミーメンバー資格の失効理由が第 12 条（DX アカデミーメンバー資格の失効）第 1 項第 1 号の定めによるものである場合には、

全てのコンテンツを利用することができなくなります。

4. 当財団は、配信コンテンツの配信を自己の判断で停止又は終了する場合があります。この場合、配信された配信コンテンツについて、第9条（返金）第1項の定めが適用されます。

第8条（利用料金等）

1. DX アカデミーメンバーが特定の DX ゼミルームを利用するには、当該 DX ゼミルームメイトになる必要があり、以下の要件を全て満たすことによって DX ゼミルームメイトの資格が付与されます。

(1) 当サイトにおいて、当財団所定の方法にて特定の DX ゼミへの参加を申し込むこと

(2) 本条第5項に定める方法により、当財団に対して、当サイトに表示する利用料金（以下「利用料金」といいます。）を前払いで支払うこと

(3) 当財団が当該 DX アカデミーメンバーを当該 DX ゼミルームメイトとして受け入れる旨の通知をしたこと

2. DX チャレンジャー又は当財団は、DX ゼミルームメイトになることを希望

する DX アカデミーメンバーの DX ゼミ参加申込みに際し、所定の審査を行う場合があります。当該 DX アカデミーメンバーは、当財団が DX ゼミ参加申込みについて、第 4 条 (DX アカデミーメンバー登録) 3 項各号のいずれかの事由に該当する場合は、DX ゼミルームメイトとして受け入れない場合があることを予め同意するものとします。なお、当財団は当該 DX アカデミーメンバーに対し、受入不能の理由を説明する義務を負わないものとします。

3. DX チャレンジャーが DX ゼミの受講、有効期間中に開催されている他の DX ゼミルームへの参加若しくは配信コンテンツの利用にかかる料金は無料となりますが、今後、変更の可能性があることを予めご了承ください。

4. 利用料金及び有効期間は各 DX ゼミルームにより異なる可能性があります。詳細は、各 DX ゼミルームにおいてご確認ください。

5. 利用料金の支払方法は、銀行振込その他当サイトに表示する方法に限るものとします。ただし、振込手数料その他支払手続に要する費用は申込者負担とします。

6. 当財団は、利用料金を変更する場合、やむを得ない場合を除き、変更日の 1 か月前までに DX アカデミーメンバーに告知するものとし、併せてウェブサイ

トへの掲示、電子メール、アプリケーションのプッシュ通知又はその他相当の方法により周知するものとします。

第9条（返金）

1. 当財団は、DX ゼミルームメイトが支払った利用料金について、返金を行わないものとします。
2. DX アカデミーメンバーが本サービスを有効期間内に自主退会、又は DX アカデミーメンバー資格が失効した場合であっても、前項と同様とします。

第10条（禁止事項等）

1. 当財団は、DX アカデミーメンバーによる本サービスの利用に際して、本規約に別途定める事項及び DX アドバイザー規則等に記載する事項の他、以下の行為を禁止します。なお、以下の各号に定める禁止事項は、DX アカデミーメンバー投稿情報にも適用されるものとします。

(1) 援助交際、売春、買春等を勧誘、誘発、助長する行為、又は隠語全般含め曖昧な表現をして、それらを勧誘、誘発、助長するような投稿行為

- (2) 出会いや交際等を目的とする行為
- (3) 児童ポルノの頒布又は児童虐待を誘引するおそれのある行為
- (4) 他の DX アカデミーメンバー、当財団又は第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 他の DX アカデミーメンバー、当財団又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つける行為
- (6) 差別に繋がる民族、宗教、人種、性別又は年齢等に関する表現行為
- (7) 自殺、集団自殺、自傷、違法薬物使用又は脱法薬物使用等を勧誘、誘発、助長するような行為
- (8) DX アカデミーメンバー資格の売買、その他類似行為
- (9) 当財団の許諾を得ずに自己又は第三者の商品やサービスの広告、宣伝、誘導を目的とする行為、又はその他スパムメール、チェーンメール等の勧誘を目的とする行為
- (10) 他の DX アカデミーメンバー、当財団又は第三者に不利益を与える行為
- (11) 公序良俗、その他法令に違反する行為又は犯罪に結びつく行為及び当該

行為を勧誘、幫助、強制、助長する行為

(12) DX アドバイザーの事前の承諾なく、本サービスにより得た情報を転載又は引用及び他メディアへの掲載等をする行為

(13) 反社会的勢力に利益を提供し、又は便宜を供与する行為

(14) 他の DX アカデミーメンバーの情報収集目的、宗教や政治活動への勧誘目的で本サービスを利用する行為

(15) 事実と反する情報を他の DX アカデミーメンバーに流布する行為

(16) 他の DX アカデミーメンバーによる本サービスの利用を妨害する行為

(17) 他の DX アカデミーメンバー又は第三者になりすまして、本サービスを利用する行為

(18) 各種 SNS 等の定める規約等に反する行為

(19) 配信コンテンツの著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為（配信コンテンツを複製、改変、公衆送信、送信可能化、アップロード、レンタル、上映又は放送する行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません。）

(20) 配信コンテンツに施された技術的保護手段を回避する行為

- (21) 本サービスを通じて取得した個人情報を本人の同意なく第三者に提供する行為
- (22) 本サービスにより提供される情報を改ざん、消去する行為
- (23) 当財団のサーバーに過度の負担を及ぼす行為
- (24) 本サービスに接続されている他のコンピューター、システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為
- (25) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用し、もしくは提供する行為、又はこれらの行為を推奨する行為
- (26) 本サービス又は本サービス上で使用されているソフトウェアをリバース、エンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルする行為
- (27) 本サービスの他、当財団の運営するサービスを妨害する行為
- (28) 前各号に定める行為を助長する行為
- (29) 前各号に定める行為と疑われる行為
- (30) その他、当財団が不適切と判断した行為

2. 前項各号の禁止事項に該当するか否かについては、当財団の裁量により判断することができるものとします。

第 11 条（自主退会）

1. DX アカデミーメンバーは、本サービスの退会ページでの手続を行うことで、DX アカデミーを退会することができるものとします。ただし、DX ゼミルームメイトが DX アカデミーを退会する場合、第 9 条（返金）第 2 項の規定が適用されるものとします。
2. DX アカデミーメンバーが DX アカデミーを退会した場合においても、当該 DX アカデミーメンバーによる DX アカデミーメンバー投稿情報については、他の DX アカデミーメンバーにおいて閲覧可能な状態となります。
3. DX アカデミー退会後の配信コンテンツの利用に関しては、第 7 条（配信コンテンツ利用について）第 3 項の規定をご確認ください。

第 12 条（DX アカデミーメンバー資格の失効）

DX アカデミーメンバーにおいて、以下の事由が生じた場合、DX アカデミーメンバー資格は失効するものとし、当該 DX アカデミーメンバーは本サービスの全部又は一部が利用できなくなります。

(1) DX アカデミーを退会した場合（退会の事由は問いません。）

(2) 第 13 条（規約違反行為等に対する措置）1 項により DX アカデミーメンバー資格が失効した場合

第 13 条（規約違反行為等に対する措置）

1. 当財団は、本サービスを適正に運営するため、DX アカデミーメンバーが以下に定める事項に該当する場合には、あらかじめ DX アカデミーメンバーに通知することなく、DX アカデミーメンバー投稿情報の削除、本サービスの利用停止、DX アカデミーメンバー資格の失効等、必要な措置を講じることができるものとします。

(1) DX アカデミーメンバーが本規約に定められている事項もしくは各 DX アドバイザー規則等に記載する事項に違反した場合、又はそのおそれがあると当財団が判断した場合

(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立て

があった場合

(4) 当財団からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して1か月以上応

答が確認できない場合

(5) 第4条（DXアカデミーメンバー登録）4項各号に該当する場合

(6) DXアカデミーメンバーとDXアドバイザー又は当財団との間の信頼関係が失われた場合若しくはDXアドバイザー又は当財団がDXアカデミーメンバーによる本サービスの利用若しくはDXアカデミーメンバー登録の継続を不適當であると判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、DXアカデミーメンバーは、当財団に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当財団に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第14条（DXアカデミーメンバーのデータ及びDXアカデミーメンバー投稿情報等の取扱い）

1. 当財団は、本サービスの保守や改良等の必要が生じた場合には、DXアカデミーメンバー投稿情報につき、サービスの保守や改良等に必要な範囲で複製等

を行えるものとしします。

2. 当財団、DX アドバイザー及び DX チャレンジャーは、本サービスの広告及び本サービスにより派生する商品化（書籍化等の二次利用を含むがこれに限りません。）の目的のために、DX アカデミーメンバー投稿情報を無償で利用（複製、複写、改変、第三者へのサブライセンスその他あらゆる利用を含みます。）できるものとし、DX アカデミーメンバーは、これを当財団、DX アドバイザー及びDX チャレンジャーに対して、永続的かつ取消不能のものとして許諾するものとしします。ただし、DX アカデミーメンバー投稿情報のうち個人を特定することのできる情報や DX アカデミーメンバーが限定公開の意図をもって投稿した情報を利用する場合、当財団及び DX アドバイザーは、当該情報を投稿した DX アカデミーメンバーの事前の承諾を得るものとしします。

3. 特定の DX ゼミに参加する DX アカデミーメンバーは、当該 DX ゼミルームで投稿された DX アカデミーメンバー投稿情報を無償で利用（複製、複写、改変、第三者へのサブライセンスその他あらゆる利用を含みます。）できるものとし、当該 DX アカデミーメンバー投稿情報の発信者は、これを当財団及び当該 DX ゼミに参加する他の DX アカデミーメンバーに対して、取消不能のものとし

て許諾するものとします。ただし、許諾の期間を有効期間内に限るものとし、許諾の範囲を当該 DX ゼミルーム内と限るものとします。また、DX アカデミーメンバー投稿情報のうち個人を特定することのできる情報や DX アカデミーメンバーが限定公開の意図をもって投稿した情報を利用する場合は、前項と同様とします。

4. DX アカデミーメンバーは、前 2 項による DX アカデミーメンバー投稿情報の利用について、当財団及び DX アカデミーメンバーに対し著作権人格権を行使しないものとします。

第 15 条 (DX アカデミーメンバー投稿情報の監視)

当財団は、DX アカデミーメンバーに本サービスを快適にご利用いただくため、当財団自ら又は第三者に委託し、24 時間 365 日、担当者の目視又は自動監視システムにより、DX アカデミーメンバー投稿情報を監視しています。ただし、当財団は監視義務を負うものではありません。

第 16 条 (本サービスの停止、変更、終了)

1. 当財団は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供をいつでも停止することができるものとします。

(1) 本サービスに係るシステムの点検又は保守作業等を行う場合

(2) システム、通信回線等が停止した場合

(3) 地震、落雷、火災、風水害、停電等の天災事変その他非常事態の発生した場合

(4) 各種 SNS 等のサービスが停止した場合

(5) その他、当財団が本サービスを停止することが必要であると判断した場合

2. 当財団は、当財団の都合により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を終了することができるものとします。なお、当財団が本サービスを停止、変更又は終了（以下「停止等」といいます。）する場合、DX アカデミーメンバーに対して可能な限り事前に通知するよう努めますが、緊急な場合等、事前に通知ができないこともありますので予めご了承ください。

3. 当財団は、本サービスの停止等によって DX アカデミーメンバーが被った損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 17 条（保証の否認及び免責事項）

1. 当財団及び DX アドバイザーは、以下に掲げる事項について、明示又は黙示を問わず、一切保証しないものとします。DX アカデミーメンバーは、本サービスの利用及び本サービスにより提供される情報の有用性等を自己の判断、かつ責任で利用するものとします。

(1) DX アドバイザー発信情報及び配信コンテンツの内容を含む、本サービスで提供される全ての情報（本サービスから提供される情報及び本サービス上に表示される第三者が管理又は運営するリンク先に含まれる一切の情報等を含みます。以下、本項において同様とします。）に関する、有用性、適合性、完全性、正確性、信頼性、安全性、合法性、道徳性、最新性

(2) DX アカデミーメンバー間でのやりとり（DX アカデミーの内外を問いません。）に関する一切の事項

(3) 各種 SNS 等上に掲載されている事項

(4) 本サービスの提供に不具合、エラーや障害が生じないこと

(5) 本サービス上における DX アドバイザー発信情報及び配信コンテンツが第三者の権利を侵害しないこと

(6) 本サービス及び DX アカデミーの存続又は同一性が維持されること

2. Slack チャンネルその他当財団が指定する提供媒体で設置された DX アカデミー及び DX ゼミルームにおいて、DX アカデミーメンバーから何らかの質問がなされた場合であっても、他の DX アカデミーメンバーが回答義務を負うものではありません。申込者及び DX アカデミーメンバーは、これを理解した上で DX アカデミーを利用することを予め同意するものとします。

3. DX アカデミーメンバーは、他の DX アカデミーメンバーとの間で紛争が生じた場合には、自己の責任によって当事者間においてこれを解決するものとします。

4. DX アカデミーメンバーによる本サービスの利用に伴い、当財団の債務不履行又は不法行為に基づき DX アカデミーメンバーに損害が発生した場合、当財団は DX アカデミーメンバーに対し、当該債務不履行又は不法行為が生じた月において、当該 DX アカデミーメンバーに生じる利用料金の額を上限として、損害賠償責任を負います。ただし、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第 18 条（損害賠償）

DX アカデミーメンバーの行為（当該 DX アカデミーメンバーの行為が原因で生じたクレーム等を含みます。）に起因して当財団に損害が発生した場合、当財団は当該 DX アカデミーメンバーに対し、当該損害の全額（当財団が支払った弁護士費用を含みます。）を賠償請求できるものとし、

第 19 条（個人情報の取扱い）

1. 当財団は、申込者及び DX アカデミーメンバーが本サービスを利用する際に当財団に対して提供する個人情報を、当財団の「[個人情報保護方針](#)」の規定に則って取扱うものとし、申込者及び DX アカデミーメンバーは、これに同意するものとし、
2. 当財団は、個人情報を、以下の各号に定める目的で利用することができるものとし、申込者及び DX アカデミーメンバーは、これに異議を唱えないものとし、

(1) 本サービスの提供を行う目的

(2) DX アドバイザーが行う申込者の入会審査に関する手続に協力する目的

(3)DX チャレンジャーが行う DX ゼミルームメイトになることを希望する DX
アカデミーメンバーの DX ゼミ参加申込みの審査に関する手続に協力する目的

(4) 個人を特定できない形での統計的な情報として利用する目的

3. 申込者及び DX アカデミーメンバーは、当財団が個人情報のうち前項に定める目的に必要な範囲の情報を、DX アドバイザー等の第三者に対し提供することに同意するものとします。

4. 申込者及び DX アカデミーメンバーが当財団を介することなく、DX アドバイザーに対し、直接自己の個人情報を提供する場合、当財団はそれによって生じた紛争等には一切関知しないものとし、申込者及び DX アカデミーメンバーに対し何らの責任を負わないものとします。

第 20 条（規約の変更）

当財団は、必要と判断した場合、本規約を民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の本規約の内容並びにその効

力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイトへの掲示、電子メール、アプリケーションのプッシュ通知又はその他相当の方法により周知します。

第 21 条（当財団からの通知）

1. 当財団から申込者、DX アカデミーメンバーへの連絡事項については、DX アカデミーメンバーが DX アカデミーメンバー登録の際に登録したメールアドレス又は各種 SNS 等を通じて連絡又は通知を行います。
2. 申込者及び DX アカデミーメンバーは、前項のメールアドレスに変更がある場合、直ちに当財団に通知するものとします。
3. 申込者及び DX アカデミーメンバーが前項に定める変更手続を怠ったことにより、申込者及び DX アカデミーメンバーに損害が生じたとしても、当財団は何らの責任を負わないものとします。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

DX アカデミーメンバーは、本規約に基づく全ての契約について、その契約上の地位及びこれにより生じる権利義務の全部又は一部を、当財団の書面による事

前の承諾なく第三者に対し譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできないものとしします。

第 23 条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定が DX アカデミーメンバーとの本規約に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該 DX アカデミーメンバーとの契約には適用されないものとしします。ただし、この場合でも、本規約の他の規定の効力には影響しないものとしします。

第 24 条（準拠法、裁判所）

1. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとしします。
2. 当財団、申込者及び DX アカデミーメンバーは、本規約に関し、当財団と申込者及び DX アカデミーメンバーとの間で生じた紛争の解決について、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとしします。

（附則）

2021年11月4日 制定・施行